
第3章 旧制度に基づく内容と評価

第 1 節 旧制度に基づく受給内容について《旧制度受給者のみ》

3-1-1 受給した支援金の種類（旧制度に関して）

「居住関係経費」を受給が合わせて 6 割。

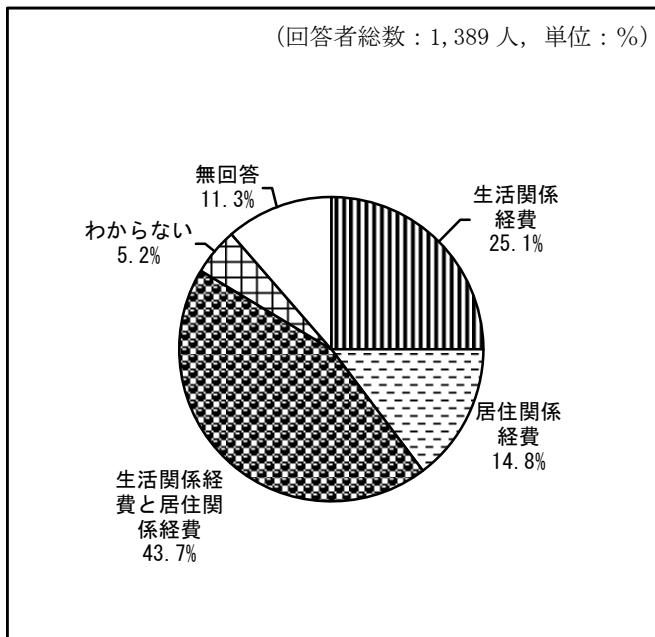
旧制度の受給者に支援金の種類をたずねたところ、「生活関係経費と居住関係経費」が 43.7% で最も高い。

次いで「生活関係経費」が 25.1%、「居住関係経費」が 14.8% である。

表3-1-1 受給した支援金の種類（問21）

単数回答	全体
回答者総数	1389 (100.0)
生活関係経費	348 (25.1)
居住関係経費	205 (14.8)
生活関係経費と居住関係経費	607 (43.7)
わからない	72 (5.2)
無回答	157 (11.3)

図 3-1-1 受給した支援金の種類（問 21）



【参考】生活関係経費は、生活に必要な物品の購入費又は修理費、自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合の医療費、生活の移転に通常必要な移転費（引越費用）、住居を移転するための交通費、住宅を貸借する場合の礼金などです。世帯の年収や人数等によって受けとることのできる限度額が、100 万円、75 万円、50 万円、37.5 万円と決まっています。

居住関係経費は、住宅の解体・撤去費、住宅の建設・購入のためのローン利子、住宅を賃借する場合の家賃などです。世帯の年収や人数等によって受けとることのできる限度額が異なります。住宅が全壊等した場合、200 万円、150 万円、100 万円、75 万円。また、住宅が大規模半壊した場合、100 万円、75 万円、50 万円、37.5 万円と決まっています。

3-1-2 旧制度に基づく支援金が振り込まれた時期

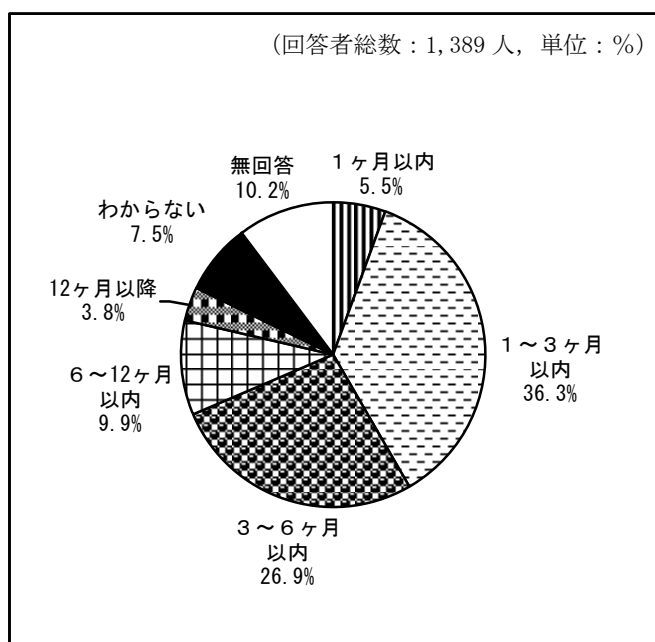
「1ヶ月以内」は5.5%。

市町村に申請手続き後、旧制度に基づく支援金が振り込まれた時期については、「1～3ヶ月以内」が36.3%で最も多く、次いで「3～6ヶ月以内」が26.9%である。一方「1ヶ月以内」は5.5%である。

表3-1-2 旧制度に基づく支援金が振り込まれた時期（問22）

単数回答	全体
回答者総数	1389 (100.0)
1ヶ月以内	76 (5.5)
1～3ヶ月以内	504 (36.3)
3～6ヶ月以内	373 (26.9)
6～12ヶ月以内	137 (9.9)
12ヶ月以降	53 (3.8)
わからない	104 (7.5)
無回答	142 (10.2)

図 3-1-2 旧制度に基づく支援金が振り込まれた時期（問 22）



3-1-3 限度額までの受給状況

“限度額まで受給予定”を含めて7割。

旧制度の利用者に限度額まで受給したのか、もしくは受給する予定であるのかたずねた。

その結果、「既に限度額まで支給を受けた」が58.0%、「限度額まで支給を受ける予定」が11.2%である。

その一方、「限度額まで受ける予定はない」が18.9%である。

表3-1-3① 限度額までの受給状況（問23）

単数回答	全体
回答者総数	1389 (100.0)
既に限度額まで支給を受けた	805 (58.0)
限度額まで支給を受ける予定	156 (11.2)
限度額まで受ける予定はない	263 (18.9)
無回答	165 (11.9)

「限度額まで受ける予定はない」とした263人に、主な理由をたずねた。

その結果、「経費に制限があった」が68.4%で最も多い。次いで「必要な物品は購入した」が19.0%、「期間中には限度額に達しない」が18.3%で続く。

表3-1-3② 限度額まで受給しない理由（問23-①）

複数回答	全体
回答者総数	263 (100.0)
経費に制限があった	180 (68.4)
必要な物品は購入した	50 (19.0)
期間中には限度額に達しない	48 (18.3)
住宅再建の資金がない	38 (14.4)
支給期間が切れていた	35 (13.3)
貯蓄や保険金等で対応	18 (6.8)
公営住宅等に入居し対象経費がない	17 (6.5)
支給まで時間がかかる	16 (6.1)
その他	22 (8.4)
無回答	2 (0.8)

図 3-1-3① 限度額までの受給状況（問 23）

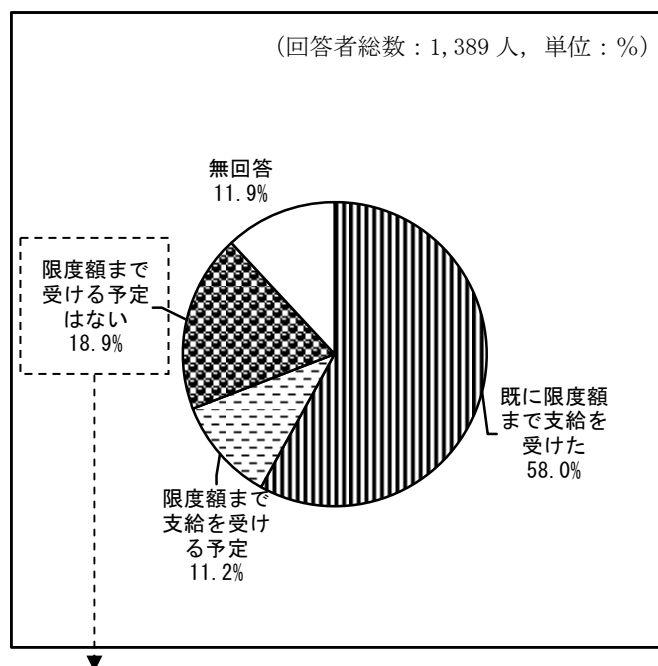
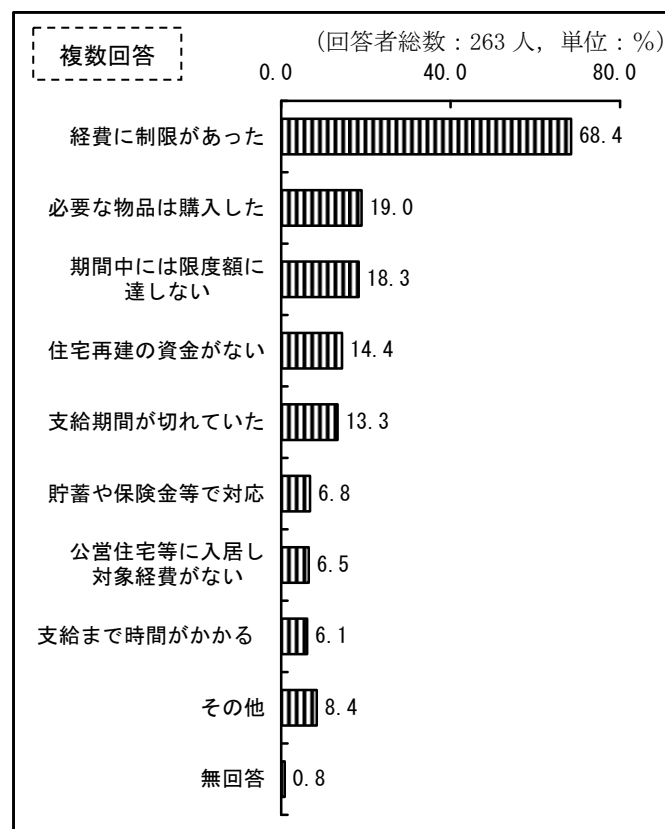


図 3-1-3② 限度額まで受給しない理由（問 23-①）



（「その他」の回答）

- ・住宅を再建する必要がなくなった
- ・息子宅に同居し、必要な物がそろった
- ・支給の対象にならないと説明を受けた
- ・手続きをする場所が遠い 等

3-1-4 生活関係経費の使い方と受給金額《生活関係経費受給者のみ》

「物品の購入又は修理費」が9割。

生活関係経費の受給者に、使った用途をたずねたところ、「物品の購入又は修理費」が9割で大半を占める。

表3-1-4① 生活関係経費の使い方（問24-①）

複数回答	全体
回答者総数	955 (100.0)
物品の購入費又は修理費	860 (90.1)
移転に通常必要な移転費	192 (20.1)
住宅を賃借する場合の礼金	80 (8.4)
移転するための交通費	65 (6.8)
負傷又は疾病の医療費	55 (5.8)
無回答	76 (8.0)

図 3-1-4① 生活関係経費の使い方（問 24-①）

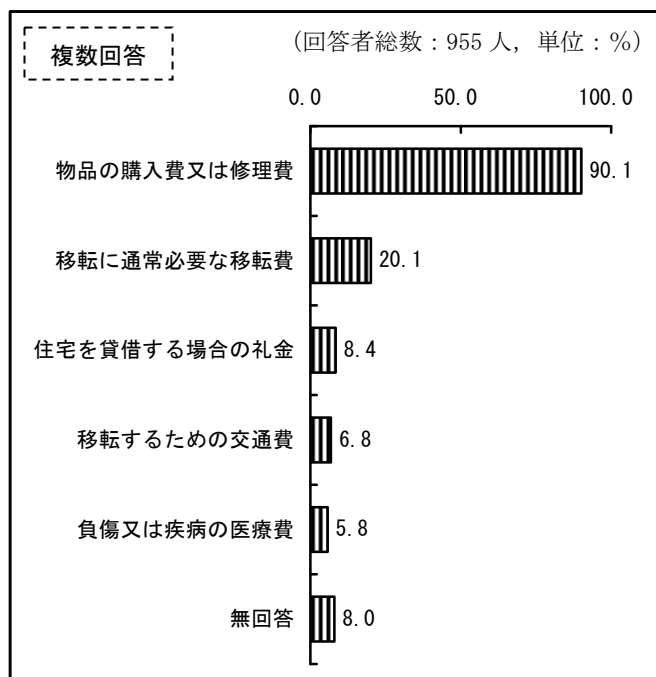
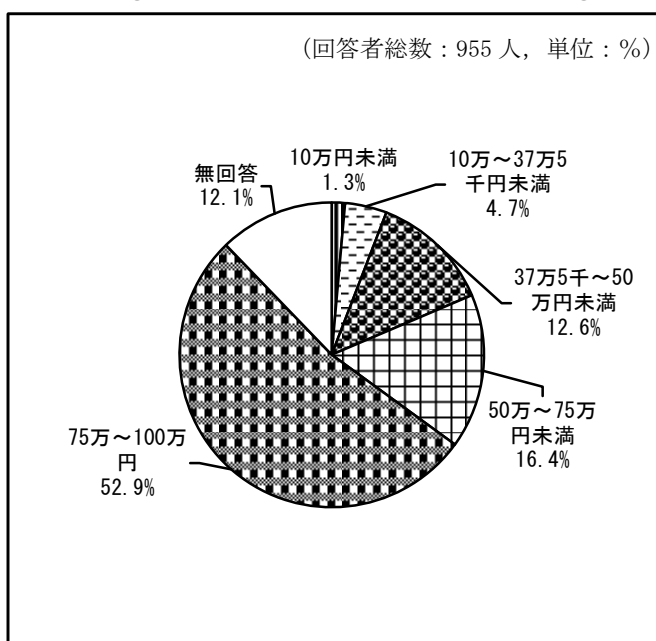


図 3-1-4② 生活関係経費の合計金額（問 24-②）

生活関係経費を受給した合計金額は「75万～100万円」が52.9%で最も多く、次いで「50万～75万円未満」が16.4%である。

表3-1-4② 生活関係経費の合計金額（問24-②）

単数回答	全体
回答者総数	955 (100.0)
10万円未満	12 (1.3)
10万～37万5千円未満	45 (4.7)
37万5千～50万円未満	120 (12.6)
50万～75万円未満	157 (16.4)
75万～100万円	505 (52.9)
無回答	116 (12.1)



3-1-5 居住関係経費の使い方と受給金額《居住関係経費受給者のみ》

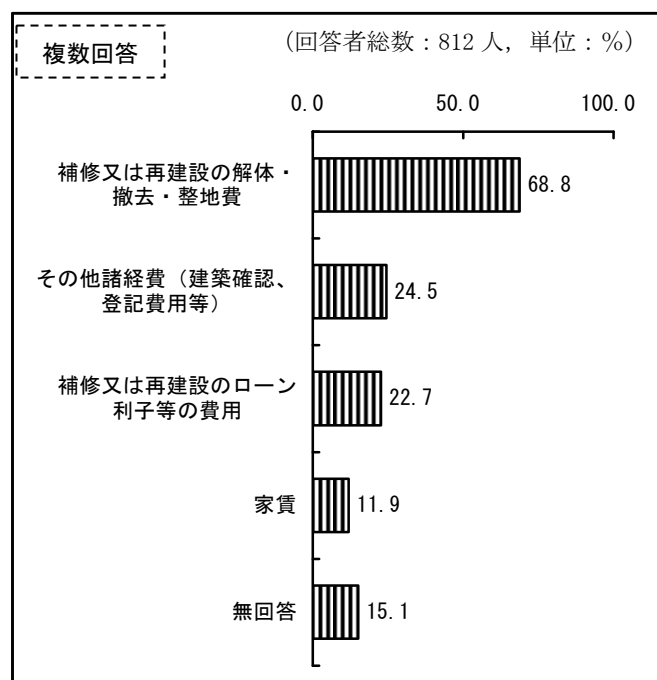
「補修又は再建設の解体・撤去・整地費」が7割。

居住関係経費の受給者に、使った用途をたずねたところ、「補修又は再建設の解体・撤去・整地費」が7割で多くを占める。

表3-1-5① 居住関係経費の使い方（問24-③）

複数回答	全体
回答者総数	812 (100.0)
補修又は再建設の解体・撤去・整地費	559 (68.8)
その他諸経費（建築確認、登記費用等）	199 (24.5)
補修又は再建設のローン利子等の費用	184 (22.7)
家賃	97 (11.9)
無回答	123 (15.1)

図 3-1-5① 居住関係経費の使い方（問 24-③）

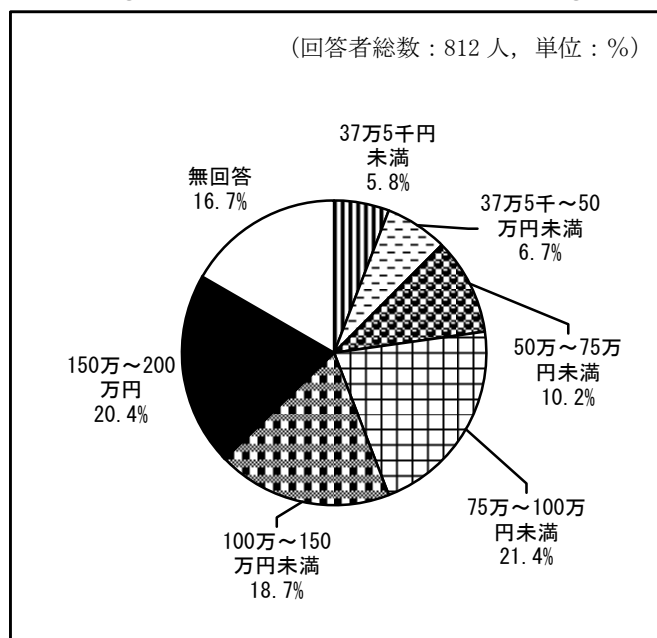


居住関係経費を受給した合計金額は「75万～100万円未満」が21.4%で最も多く、次いで「150万～200万円」が20.4%である。

表3-1-5② 居住関係経費の合計金額（問24-④）

単数回答	全体
回答者総数	812 (100.0)
37万5千円未満	47 (5.8)
37万5千～50万円未満	54 (6.7)
50万～75万円未満	83 (10.2)
75万～100万円未満	174 (21.4)
100万～150万円未満	152 (18.7)
150万～200万円	166 (20.4)
無回答	136 (16.7)

図 3-1-5② 居住関係経費の合計金額（問 24-④）



第2節 旧制度に対する評価について《旧制度受給者のみ》

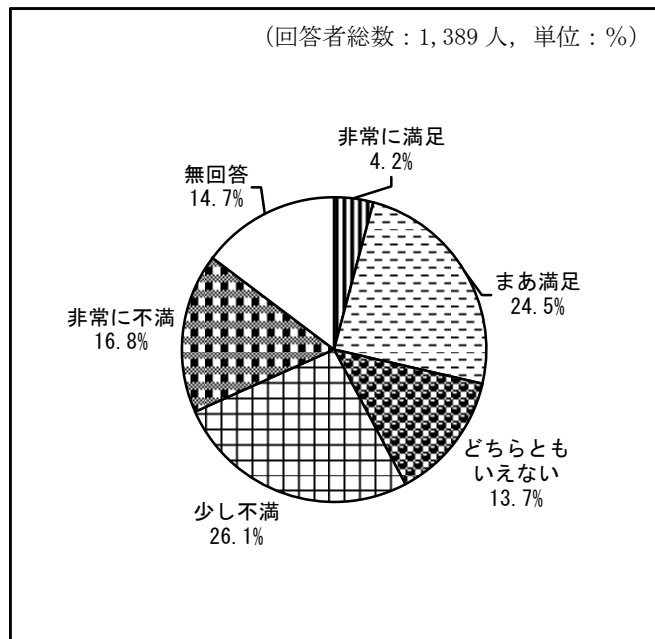
3-2-1 旧制度全般の評価

“満足” が約3割。“不満” が4割以上。

旧法に基づく旧制度全般の評価をたずねたところ、「非常に満足」が4.2%、「まあ満足」が24.5%で、合わせると“満足”が約3割である。

一方、「少し不満」が26.1%、「非常に不満」が16.8%で、合わせると“不満”が4割以上である。

図 3-2-1 旧制度全般の評価（問 26）



【被害程度別の評価】

住宅の被害程度別に旧制度全般の評価をみると、「全壊」の世帯よりも「大規模半壊」と「半壊（解体）」の不満度が高い。

表3-2-1 旧制度全般の評価（問26）

	全体	住宅の被害程度別			
		全壊	大規模半壊	半壊（解体）	長期避難世帯
回答者総数	1389 (100.0)	737 (100.0)	352 (100.0)	261 (100.0)	21 (100.0)
非常に満足	58 (4.2)	33 (4.5)	14 (4.0)	10 (3.8)	0 (0.0)
まあ満足	340 (24.5)	194 (26.3)	75 (21.3)	62 (23.8)	6 (28.6)
どちらともいえない	190 (13.7)	101 (13.7)	49 (13.9)	34 (13.0)	2 (9.5)
少し不満	363 (26.1)	177 (24.0)	99 (28.1)	81 (31.0)	6 (28.6)
非常に不満	234 (16.8)	118 (16.0)	62 (17.6)	48 (18.4)	4 (19.0)
無回答	204 (14.7)	114 (15.5)	53 (15.1)	26 (10.0)	3 (14.3)

注）住宅の被害程度「無回答」18人を除く。

3-2-2 旧制度に満足とした理由

「必要な経費がまかなえた」が5割。

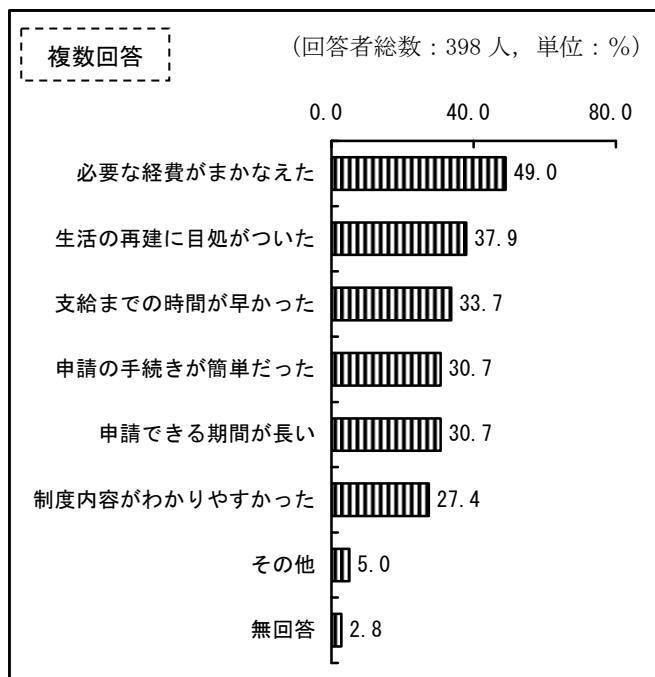
旧制度に“満足”とした398人に、その理由をたずねた。

その結果「必要な経費がまかなえた」が49.0%で最も多く、次いで「生活の再建に目処がついた」が37.9%で続く。

表3-2-2 旧制度に満足とした理由（問26-①）

複数回答	全体
回答者総数	398 (100.0)
必要な経費がまかなえた	195 (49.0)
生活の再建に目処がついた	151 (37.9)
支給までの時間が早かった	134 (33.7)
申請の手続きが簡単だった	122 (30.7)
申請できる期間が長い	122 (30.7)
制度内容がわかりやすかった	109 (27.4)
その他	20 (5.0)
無回答	11 (2.8)

図 3-2-2 旧制度に満足とした理由（問 26-①）



（「その他」の回答）

- ・手続きを娘が行ってくれた
- ・支援いただけるだけで満足
- ・役場の対応が良かった 等

3-2-3 旧制度に不満とした理由

「支給の内容に制限がある」が7割で多い。

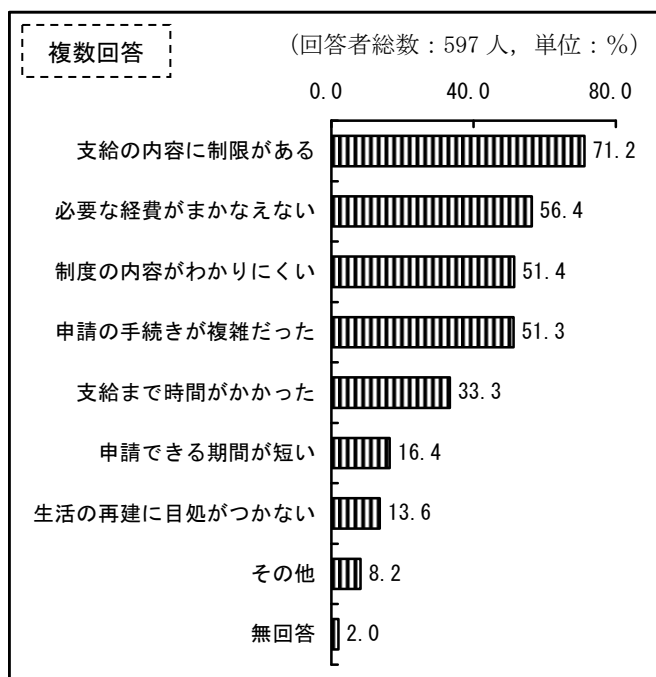
旧制度に“不満”とした597人に、その理由をたずねた。

その結果「支給の内容に制限がある」が71.2%で最も多く、次いで「必要な経費がまかなえない」が56.4%、「制度の内容がわかりにくい」が51.4%で続く。

表3-2-3 旧制度に不満とした理由（問26-②）

複数回答	全体
回答者総数	597 (100.0)
支給の内容に制限がある	425 (71.2)
必要な経費がまかなえない	337 (56.4)
制度の内容がわかりにくい	307 (51.4)
申請の手続きが複雑だった	306 (51.3)
支給まで時間がかかった	199 (33.3)
申請できる期間が短い	98 (16.4)
生活の再建に目処がつかない	81 (13.6)
その他	49 (8.2)
無回答	12 (2.0)

図 3-2-3 旧制度に不満とした理由（問 26-②）



（「その他」の回答）

- ・被災場所以外に住むと費用が認められない
- ・不公平な判定の仕方
- ・職員に同じ説明を何度もしなければならない
- ・算定が前年度なので、制限にかかった
- ・役所の対応が悪い 等

3-2-4 旧制度の内容別の評価

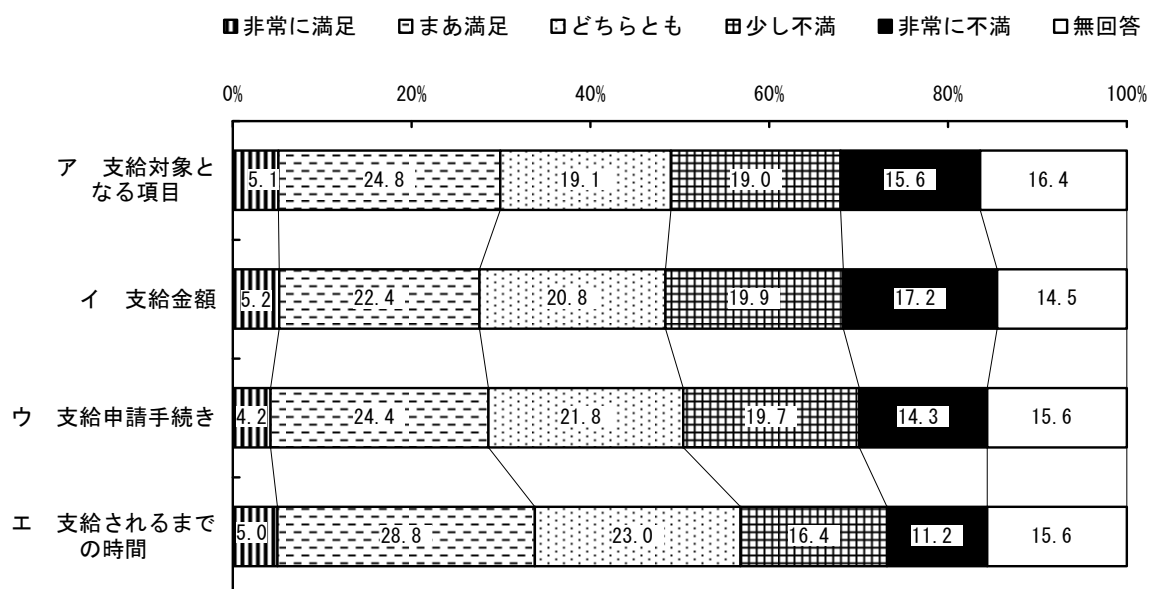
『ア 支給対象となる項目』は“満足”が3割で、他の内容も新制度に比べ評価が低い。

旧制度の内容別の評価をたずねたところ、『ア 支給対象となる項目』は「非常に満足」が5.1%、「まあ満足」が24.8%で、合わせると“満足”が3割に止まる。

また、『イ 支給金額』『ウ 支給申請手続き』『エ 支給されるまでの時間』も“満足”が3割程度で、新制度の同じ項目に比べて低い。

図 3-2-4 旧制度の内容別の評価（問 25）

（回答者総数：1,389 人）



【自由記述】（旧制度の受給者）

旧制度の受給者の具体的な意見をみると、支援されたことで励まされたといった声は多いものの、支給内容に制限があることで制度の使い勝手の悪さをあげる意見が多い。

また、何度も役所へ申請手続きのために足を運ぶ必要があるなど、高齢世帯を中心に申請手続きの複雑さをあげる声が目立つ。

（１）全壊世帯

意見の内容
○生活関係経費や居住関係経費などの制限があり、利用しにくかった。また、支援してもらえない費用もあって不満である。支援金が少ない。
○被災した家を補強したいので、補強支援（耐震制度）をつくってほしい。
○制度の不備は、水害、地震、全壊、半壊など個々に違うので、一概にはいえないと思う。被災者にしかわからないことがある。
○生活関係経費で経費として計上できる物品について、書いてあるものしか適用されないのが非常に残念である。食器棚はよいが、中の食器はダメとか、まさにお役所仕事である。
○支援金支援制度の手続きで何度も何度も役所に行かなくてはならない。もっと簡単にできないのか。
○建物の解体、地盤の改良など、いわゆる後始末の費用が大きいので、再建に伴うものとは別にして、支給枠を設けた方がありがたい。
○被災者に支援金を支給していただき非常にありがたく思っているが、被災して初めて支援金の少なさに多少なりとも不満があった。
○制度はありがたいのだが、不公平感が残り、不満だらけである。現金で支給されたらよいのと思う。
○支援金の使途が細かすぎイライラした。しかし、それをしないと支援してもらえないので提出に苦労した。勤務もある中で、もっと簡略化できないか。
○被災者生活再建支援金は大変ありがたい制度だが、制約が多すぎ、実際に受け取れる金額が少なすぎる。また、あまりに時間がかかりすぎる。
○このような支援制度があり、本当に助かった。ただ、１つだけいわせてもらおうと、支援金が支給されるまで半年もかかったのが少し残念であった。
○もしも申請後支援金をいただいてから状況が変わったときに支援金を返還することになるのかどうか不安であった。また、被災した人には何もなくても300万ほど支援金がもらえるような新聞報道があったが、こういうのは考えてほしい。
○支援金の元になる、り災証明の判定にばらつきがあるように見える。隣近所で不公平感が残った。
○沖縄の石垣島は暑いので、内地の用品とは少し別のものが必要である。
○災害にあった場所に建設しなければ、解体費が0円という説明に納得できなかった。同じような災害にあうかもしれない場所に建設し、同じ苦しみや恐怖を経験しなければいけないのか。
○支援金については、最高額の引き上げと使い道を指定せず使用できるようにした方がよい。
○単身世帯と複数世帯の金銭的差別があまりにも大きく、疑問である。再考願いたい。
○支援金についてはありがたかったが、住宅用の土地、家屋の固定資産税納付に個人差があるため、支援金の一律、一定額の支給については一考を要す。

意見の内容
○全壊でありながら、住居関係経費の200万円を受給することができなかった。町が示す解体期間に再建計画が間にあわず、また、業者の関係で3年後の新築となり、既に期限切れとなり、残念ながら使用できなかった。
○支援金の手続き等、老人世帯ではとても無理なところがたくさんあった。何回も足を運び、やっと手続きができてほっとしたが、もう少しわかりやすくしてほしい。
○高齢の年金生活者はローンで再建できないので、都会に住む息子が親子ローンを住宅金融公庫で借りられることを聞き、現在手続き中だが、どれだけの条件があるのか不安である。
○地震で全壊に住む家がなくなった70歳代である。解体撤去費用も大変なのに再建しなければ住む家がない。資金もない中で再建するにはどのようにしたらよいか。老人のための再建支援金をお願いしたい。
○支援金の支給により金額よりも精神面で慰められ、励まされた。ありがたいと思う。
○住宅を再建築するためには、200万円では不足で、また、被災場所に再建できない場合は子どもに支援してもらうしかない。解体費用だけでも300万弱かかるのであるから、これからは子どもに助けてもらうしかない。

(2) 大規模半壊世帯

意見の内容
○金額がとても少なく、生活再建するためには3倍は必要。
○住宅再建支援は必要。大雨が続くと恐怖がよみがえる。心の問題はどのようにフォローしてもらえるのか。
○被災者生活再建支援金の制度がなければ私達の生活は困難を免れえなかっただろう。その点大変ありがたく思っている。ただ、保険会社の迅速さには及ばぬことは否めない。保険のない人にとっては初期費用をどうするかということこそが、一番大切ではないか。
○大規模半壊だったが、年寄りのために1部屋を残し、何とか住めるようにしたが、建築時、残した部屋とつなげると修理になるといわれ、それはおかしいと思う。
○豪雪地域と雪のない地域が同じ期限の制度ではおかしい。制度の見直しが必要と思う。
○年収や収入に制限があり、支援金をあまりもらえなかった。役所に相談に行っても担当者があまり把握しておらず説明がよくわからず、何度も足を運んだ。対応が悪く、腹立たしい。
○大規模半壊世帯の認定を受けたが、実質、全壊世帯とほとんど変わらない。したがって、生活関係経費の援助に該当しないので大変困った。また、居住関係経費も7割給付なので、制限事項を緩やかにお願いしたい。
○対象経費が限定され、意味のない支援金だと思った。壊れた家具の購入や故障したテレビの購入、畳の交換等あらゆる物に使える支援金となってほしい。
○支給された支援金の使用範囲がハコ物のみで中身（食器など）は対象外である。当初に現金を渡してくれて購入品目は個人が自由に選んで買えるようにしてほしい。総額も全く足りない。現行の2～3倍は必要。
○家が古く建築しなければと常々思っていたのだが、ちょうど地震が来て大規模半壊となり、皆様の税金を分けていただきありがたく思っている。今はよい制度ができてよい世の中になったと思う。
○生活関係経費についての理解が不十分で、電化製品しか対象とならないと思い、意味のないエアコンを75万円分も購入してしまった。
○心が落ち着くまで申請できなかった。わからないことが多く、役所の対応もまちまちで困った。被災者の精神面も考慮していただけたらよいと思う。

(3) 半壊（やむを得ず解体）

意見の内容
○支援を受けられるかとわかるまで2か月かかった。必要な書類がそろうまでに1か月。受けられることが決まり、入金されるまでにさらに2か月。計5か月以上の時間がかかった。その間も生活はしなければならず、あてにもできず、大変苦しかった。
○居住関係経費があと80万円以上受けられたのに経費に制限があり、該当する経費がこれ以上なく、受けられず残念だった。中越沖地震は新しい制度になりとてもうらやましい。弱者に手厚い制度であってほしい。
○支援金があるのに経費の70%までしか受けられない。なぜ100%出してもらえないのか。
○支援金額がもっと多ければよかった。地震の前年の収入で支援金額が決まったが、地震の年は主人が転職したばかりで、前年の半額以下だった。だが、支援金はありがたかった。
○支援金を支給していただき、ありがたいが、必要な経費はまかなえないところもあり、十分満足しているとはいえない。
○支援金、義援金のあり方に非常に矛盾を感じている。地震があって喜んでいる人たちがいるなんておかしい。
○半壊家屋に対する支援が、解体に偏っているのは大きな不満。補修で使える支援がほしい。
○支援制度がわかりにくく、期間が短く利用がしにくい。工務店や役所の人も混乱していて各市町村で違っている。本当に住む場所がなくなった人にとって、少ない限りあるお金では支援とはほど遠い。期間やお金を制限しないで対策に本気で取り組むべきだ。
○はじめてのことで役場職員の説明がわかりにくく、何回も足を運んだ。全壊だけの支援制度はおかしいと思う。半壊もそれなりの支援をしていただきたい。